

○岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月19日

市条例第95号

改正 令和3年3月17日市条例第33号

令和3年6月25日市条例第59号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、本市における福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームの開設者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び施設を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

3 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

5 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備)

第3条 福祉ホームの配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫され，かつ，日照，採光，換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。

（運営規程）

第4条 福祉ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 職員の職種，員数及び職務の内容
- （3） 利用定員
- （4） 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- （5） 施設の利用に当たっての留意事項
- （6） 事故発生時等における対応方法
- （7） 非常災害対策
- （8） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （9） 苦情解決体制の整備
- （10） その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第5条 福祉ホームは，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 福祉ホームは，当該施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ，想定される非常災害の種類ごとに，その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに，非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し，それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなけ

ればならない。

- 3 福祉ホームは、当該施設の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
- 4 福祉ホームは、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 5 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 6 福祉ホームは、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ近隣の自治体、地域住民、他の福祉ホームその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 7 福祉ホームは、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第6条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第7条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第6条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規模)

第8条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉

施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

- (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

- (4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

(職員の配置の基準)

第10条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第11条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金

銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第12条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第14条 福祉ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第15条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第17条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用

者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（居室面積の経過措置）

第2条 平成18年10月1日において存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを営営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第1号イの規定は、適用しない。

（記録の保存）

第3条 施行日前のサービスの提供に関する記録については、第7条第2項中「その完結の日」とあるのは「当該サービスを提供した日」と読み替えるものとする。

附 則（令和3年市条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 令和4年3月31日までの間、改正後の第2条第5項及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 令和6年3月31日までの間、改正後の第12条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」

とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則 (令和3年市条例第59号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。